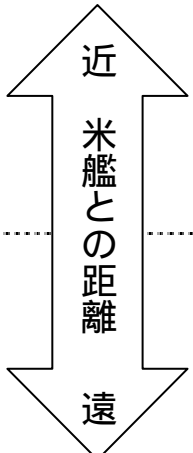


「公海上の米艦防護」が想定される状況及び主要な事例

事態区分 (我が国) 艦艇の行動	平 時	情勢緊迫時	我が国に対する武力攻撃発生時
		周辺事態 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態(切迫時) 等	武力攻撃事態(発生時)
密着・併走 (洋上補給等)  その他 (水平線の範囲内に限られず)	(状況) 日米共同訓練に際しての洋上補給 [例 A] 協力支援活動(テロ特措法)として行う洋上補給	(状況) 「後方地域支援」として行う輸送(周辺事態)[例 C]	(状況) 日米共同対処における洋上補給(日本防衛)
	(状況) 洋上に広く展開した日米共同訓練 [例 B]	(状況) 船舶検査活動(周辺事態) [例 D] 警戒監視活動(弾道ミサイル対処等) [例 E]	(状況) 日米共同対処(米艦が我が国防衛のため来援中のケースを含む。)

- 1 艦艇は、通常、出入港時等を除き、洋上に広く展開して行動する。
- 2 [例 E] の弾道ミサイル対処等のための警戒監視活動は、平時においても実施され得るが、ここでは例示として情勢緊迫時のものを挙げている。

現行法の考え方

1 平時及び情勢緊迫時に関し、

米艦艇に対する攻撃が我が国に対する武力攻撃と認定できる場合には、法理としては個別的自衛権を発動することは排除されていない。（自衛隊法 88 条）

米艦艇に対する攻撃が我が国に対する武力攻撃と認定できない場合でも、自衛隊法その他関係する法律の規定に基づき、自己等防護又は武器等防護のための武器使用を行った結果、反射的效果として米艦艇の防護に寄与することはあり得る。この場合には、自己等の生命・身体に対する危険の存在や自衛隊の武器等に対する攻撃と認定し得ること等法律に規定する要件が充足されていることが必要。（自衛隊法 95 条等）

周辺事態安全確保法又はテロ対策特措法に基づく活動においては、米艦艇に対する攻撃が「戦闘行為」（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し物を破壊する行為）である場合には、いわゆる「非戦闘地域」要件を充足しなくなり、活動の中断・一時休止等の措置がとられることとなる。

2 我が国への武力攻撃が発生している状況下で、我が国を防衛するために行動している米艦艇に対する攻撃が発生したときに、我が国を防衛するための共同対処の一環としてその攻撃を排除することは、我が国の個別的自衛権の範囲内。（自衛隊法 88 条）

【具体的事例】

例A：日米共同訓練に際しての洋上補給

平時の公海上において日米共同訓練の一部として、自衛隊艦艇から米軍艦艇に対する補給訓練を実施している最中に、第三国の軍艦が当該米軍艦艇に攻撃を行った場合、自衛隊の艦船及び航空機が反撃を実施し得るか。

例B：洋上に広く展開した日米共同訓練

平時の公海上において日米共同訓練を実施している際に、同訓練に参加している米艦艇が潜水艦に追尾され、魚雷や対艦ミサイルによる攻撃を受けた場合、被害を受けた米艦艇から離れた位置に所在する自衛隊の艦船及び航空機が反撃を実施し得るか。

例C：「後方地域支援」として行う物品の輸送

我が国の周辺において武力紛争が発生し、米国がこれに対処するために海軍艦艇を派遣している状況において、このほか種々の情報を総合的に勘案し、我が国は、周辺事態安全確保活動法に基づき米艦艇に対する「後方地域支援」を実施。

自衛隊の艦艇が我が国周辺の公海上の後方地域に所在する米艦艇に対して燃料の「輸送」を実施している最中に、第三国の軍艦が当該米軍艦艇に攻撃を行った場合、自衛隊の艦船及び航空機が反撃を実施し得るか。

例 D：船舶検査活動（周辺事態）

大量破壊兵器不拡散の国際的な取組みに反する行為を積み重ねてきた我が国の近隣国に対し、米国、我が国等は、国際協調行動としての経済制裁措置を実施。このほか種々の情報を総合的に勘案し、我が国は、周辺事態を認定し、当該近隣国に対する経済制裁措置の厳格な実施を確保する目的で船舶検査活動を実施。

自衛隊の艦艇が担当区域において船舶検査活動を行っていたところ、隣接区域で同様の活動を行っていた米艦艇が潜水艦から魚雷や対艦ミサイルによる攻撃を断続的に受け、回避行動をとりながら自衛隊の担当区域に近づいている状況において、自衛隊の艦船及び航空機が反撃を実施し得るか。

例 E：警戒監視活動（弾道ミサイル対処等）

我が国の近隣国から、具体的な目的は不明なるも弾道ミサイルが発射される兆候がある状況において、自衛隊法 82 条の 2 第 3 項（弾道ミサイル等に対する破壊措置）の命令を発令された自衛隊の艦船が当該ミサイル発射に対する警戒態勢をとっている中、同様に、我が国周辺の公海において弾道ミサイル発射に対する警戒を行っている米艦艇に、航空機が突然、対艦ミサイル攻撃を実施してきた際に、我が国の艦艇及び航空機が反撃を実施し得るか。

関連答弁例

(状況 ~ 関連)

・平成18年10月16日衆テロ・イラク特委伴野豊君に対する久間防衛庁長官の答弁について(平成18年10月18日 テロ・イラク特委理事懇提出)

1~2 略

3 他方で、不測の事態が生じた場合には、自衛隊の艦船は活動の実施を一時休止又は避難するなどして危険を回避することに努めることとなるが、他に手段がない場合には、自己等の防護のため、あるいは自衛隊の武器等の防護のため、武器を使用することが可能である。

4 その上で、万が一、まさに洋上給油を実施中の自衛隊の艦船と米軍艦艇とが極めて接近しているような場合には、自衛艦があくまで自己等や武器等の防護のために武器を使用することが、結果的に米軍艦艇に対する攻撃を防ぐ反射的效果を有する場合がありますと考える。

5 久間防衛庁長官の国会答弁は、このような考え方に基づくものであり、従来の憲法解釈を変更するものではない。

・参・イラク特委 秋山法制局長官答弁(平成16年6月10日)

・・・我が国に来援のために向かっている米軍が公海上で攻撃を受けたという場合に、我が国としてどのような対応ができるかという問題は、そのような攻撃が自衛権発動の要件のうち、我が国に対する武力攻撃の発生に該当するかどうかということによって決まるわけでございます。それで、理論的にはこれが我が国に対する組織的、計画的な武力の行使と認定されるかどうかという問題でございます。個別の事実関係において十分慎重に判断すべきものでありますが、仮に当該攻撃が我が国に対する武力攻撃に該当すると判断されるということも法理としては排除されないというのが政府の考え方でございます。この場合には、我が国として自衛権を発動して武力を行使し、我が国を防衛するための行為の一環として当該米艦の防衛をすることもあり得る、法理的にはあり得るものと考えます。・・・(武力攻撃)予測事態と認定されているか否かを問わず、我が国来援のために向かっている米軍の艦船が公海上で攻撃を受けた場合、これが我が国に対する武力攻撃の発生であると認定される場合には、法理として自衛権の発動をすることは排除されないということを申し上げているわけでございます。

・自衛隊法第95条に規定する武器の使用について（平成11年4月23日衆・防衛指針特委提出）

1 略

2 自衛隊法第95条に規定する武器の使用と武力の行使との関係

自衛隊法第95条に規定する武器の使用も憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に該当しないものの例である。

すなわち、自衛隊法第95条は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するために認められているものであり、その行使の要件は、従来から以下のように解されている。

- (1) 武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られていること。
- (2) 武器等の退避によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できないこと。
- (3) 武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られること。
- (4) 防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができなくなること。
- (5) 正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと。

自衛隊法第95条に基づく武器の使用は、以上のような性格を持つものであり、あくまで現場にある防護対象を防護するための受動的な武器使用である。

このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、それが我が国領域外で行われたとしても、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

(状況 ・ 関連)

・衆・予算委 谷川防衛庁長官答弁（昭和58年3月8日）

・・・総理が御答弁なさいましたことは、わが国に対する武力攻撃があった場合に、自衛隊がわが国を防衛するため必要限度内、すなわち個別的自衛権の範囲内において米軍と共同対処行動をとることができるとの従来からの基本的見解を踏まえつつ、日本が侵略された場合に、わが国防衛のために行動している米艦艇が相手国から攻撃を受けたときに、自衛隊がわが国を防衛するための共同対処行動の一環としてその攻撃を排除することは、わが国に対する武力攻撃からわが国を防衛するための必要な限度内と認められる以上、これはわが国の自衛の範囲内に入るであろう、こうお述べになったわけでございます。・・・

参照条文

自衛隊法

(防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃（以下「武力攻撃」という。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

2 内閣総理大臣は、出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(防衛出動時の武力行使)

第八十八条 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

(武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

テロ対策特措法

(武器の使用)

第十二条 協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

- 2 前項の規定による武器の使用は、現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。
- 3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が第一項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。
- 4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

周辺事態安全確保法

(武器の使用)

第十一条 ……後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

- 2 ……後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。
- 3 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。